

こぶし

2011. 11. 4

全国一般石川地方労働組合門前サンケン支部

発行 NO, 374

なんと！ サンケン電気（本社）を救済した県労委命令 ——門前工場閉鎖を実質上決定した本社との団交権を 否定した不当命令（2011. 10. 28）——

10月28日、石川県労働委員会（以下 県労委）は、組合が本年2月23日に申し立てた「サンケン電気本社（以下 本社）は『門前工場閉鎖問題』について組合との団体交渉に応じなければならない」という救済請求について、なんと「棄却する」つまり本社を「救済する」命令を発しました。

県労委は、この命令書全33ページのなかで、組合が立証した主張については、さすがに「（本社が石川サンケンに対し）一定の支配力を有していたことは認められる」と「認定」しながらも、「それが（親会社の子会社に対して行う）管理・監督の域を超えているとまでは認められない」「門前工場の閉鎖を実質的に決定したとまでは認められない」との論法で強引に逆転させ結論しています。

しかし、この事件の審問において、県労委が本社に対して求めた7点にわたる釈明（証拠の提出を含む）に対して本社は一切回答せず、証拠も提出しなかったのです。県労委はこのことに一言も触れず、証拠もない会社側の主張（陳述書などの作文）を丸呑みして命令を下しました。これは、本社救済のための前代未聞の決定というほかありません。

この県労委命令には、何らかの政治的圧力が加えられたのではないかと疑念さえ抱かざるを得ません。

本社と石川サンケンの上下関係は、本社への絶対的服従（期末になれば「値引き」と称して利益を吸い上げ、賃金カットや割増率カットも本社の方針によること等、石川サンケンの生殺与奪の権を本社が握っていることは、誰もが知っていること）であることは自明です。門前工場の閉鎖問題を、本社の指示・決定なくして石川サンケンが独自に決めることなどあり得ません。

**組合は、直ちに中央労働委員会に対して再審査を申し立てます。
中労委で堂々とこの県労委命令の不当性を暴きましょう。**

サンケン本社の責任を問い詰めよう！

組合員のみなさん。会社による文字通りの「組合つぶし」攻撃を絶対にはねかえそう！

会社の不当労働行為を糾弾しよう！ これまで以上に支部組織を強化しよう！

雇用と生活と権利を守るために、新たな職場で共に頑張ろう！

年末一時金闘争をガンバろう！

11月4日 15時より、年末一時金第1回団体交渉開催にて要求書を会社に提出しました。

次回団体交渉日 11月16日 15時から